

改正

令和 8 年 4 月 21 日 三浦市規則第 14 号

三浦市コミュニティセンター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三浦市コミュニティセンター条例（令和 4 年三浦市条例第 11 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請書等)

第 2 条 条例第 4 条に規定する申請書は、三浦市コミュニティセンター指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

2 条例第 4 条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理業務の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 市長が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (4) 市長が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の公募の公告)

第 3 条 市長は、指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、指定管理者の指定の型式その他の事情により特に市長が認める場合には、公募の公告を簡略し、又は省略することができる。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び位置
- (2) 指定の期間
- (3) 指定管理業務の範囲及び管理の基準
- (4) 指定管理者の指定の基準
- (5) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (6) 申請書の受付期間及び受付場所
- (7) その他必要な事項

(利用期間等)

第 4 条 三浦市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を同一人又は同一団体が連続して利用できる期間は、5 日とする。ただし、指定管理者が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する期間は、休館日を除いて計算するものとする。

3 指定管理者は、前 2 項の規定にかかわらず、施設の利用の機会均等を確保するために必要があると認めるときは、利用できる日数、施設数等を制限することができる。

(利用許可の申請)

第 5 条 条例第 11 条第 1 項の規定によりセンターの施設等（附属駐車場を除く。）の利用許可を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請に係る受付期間は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可事項の変更申請)

第 6 条 条例第 11 条第 1 項の規定により利用許可事項の変更の許可を受けようとする者は、前条第 2 項に規定する期間内に指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(守るべき事項)

第 7 条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙をしないこと。

- (2) 許可されたもの以外の施設、附属設備、器具等を利用しないこと。
- (3) 許可を受けずに壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 許可を受けずに火気を使用しないこと。
- (5) 許可を受けずに寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (6) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (7) 利用を終了したときは、係員の点検を受けること。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 係員の指示に従うこと。

(利用料金の承認の申請)

第8条 条例第13条第3項の規定により指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(損壊の届出)

第9条 センターの施設又は設備を故意又は過失により損壊又は滅失させた者は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(条例別表に規定する規則で定める事業)

第10条 条例別表備考第3項第2号の規則で定める事業は、市の事業として行う社会教育講座とする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条、第3条及び第8条の規定 公布の日
- (2) 第4条から第6条まで及び次項の規定 令和6年3月1日

(経過措置)

2 令和6年3月1日からこの規則の施行の日までの間にあっては、第4条から第6条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5条第2項中「別表のとおり」とあるのは「市長が別に定める期間」とする。

附 則 (令和8年4月21日三浦市規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、三浦市南下浦コミュニティセンター条例の一部を改正する条例(令和8年三浦市条例第9号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項及び別記様式の改正規定 公布の日
- (2) 第4条第1項の改正規定 市長が別に定める日

(経過措置)

2 前項第2号に規定する市長が別に定める日からこの規則の施行の日までの間における、この規則による改正後の三浦市コミュニティセンター条例施行規則第4条から第6条までの規定の適用(三崎コミュニティセンターに係るものに限る。)については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5条第2項中「別表のとおり」とあるのは「市長が別に定める期間」とする。

別表 (第5条関係)

利用許可申請期間

区分	申請期間の始期	申請期間の終期
市内	利用日の3月前の日の属する月の初日	利用日
市外	利用日の1月前の日の属する月の初日	利用日

備考 区分のうち市内とは、市内に住所を有し、市内に勤務し、市内の学校に在学し、若しくは市内に事業所等を有する個人又はこれらのいずれかに該当する者が代表を務め、若しくは市内に主たる事務所を有する団体による利用をいい、それ以外の団体又は個人による利用を市外という。